

平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

■朝霞市役所

- 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム（こども未来課）
- ☎463-2508

■厚生労働省の相談窓口

- 専用ダイヤル ☎0570-037-192
- 受付時間 平日午前9時～午後6時

消費税の引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な給付措置として、平成26年度に子育て世帯臨時特例給付金を支給しましたが、平成27年度も支給することとなりました。

✳支給要件

■支給対象者

次のいずれかの要件を満たす方

- ①平成27年6月分の児童手当を受給している方（※1）
- ②基準日（平成27年5月31日）において児童手当の支給要件に該当している方（※2）

【児童手当 所得制限限度額】

| 扶養親族等(※3)の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 |
|-------------|---------|----------|
| 0人 | 622万円 | 833.3万円 |
| 1人 | 660万円 | 875.6万円 |
| 2人 | 698万円 | 917.8万円 |
| 3人 | 736万円 | 960.0万円 |
| 4人 | 774万円 | 1002.1万円 |

- ※1 特例給付の受給者は対象外となります（特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の世帯に対して、児童手当に替わり児童1人当たり月額5,000円が支給される手当です）。
- ※2 児童手当の認定請求を失念する等により平成27年6月分の児童手当を受給していないが、平成27年6月分の児童手当の支給要件に該当している方のことをいいます。

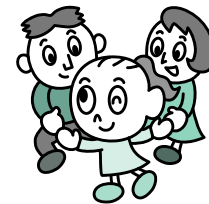
※3 扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者および扶養親族（年少扶養を含む）をいいます。「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しますので、ご注意ください。なお、医療費控除等を受けた場合は、所得から控除できます。

■支給対象児童

次のいずれかの要件を満たす児童

- ①平成27年6月分の児童手当の対象となっている児童
- ②基準日（平成27年5月31日）において児童手当の支給要件に該当する児童

※ただし、日本国籍を有しない児童について、給付金の支給が決定される日において、住民登録がされていない児童を除く。



✳支給額

対象児童1人につき3,000円（1回限りの支給となります）

✳申請方法

■申請先：朝霞市役所 こども未来課 こども給付係

「平成27年度 児童手当・特例給付現況届」提出対象者の方
／児童手当・特例給付を翌年度以降も引き続き受ける場合、毎年6月に現況届の提出が必要となりますが、現況届提出対象者の方には、子育て世帯臨時特例給付金の申請欄を設けた現況届の用紙を送付します。必要事項を記入のうえ、提出してください（現況届は、提出対象となる方に対して6月上旬に送付します）。

平成27年6月分から児童手当受給開始の方／出生・転入等により、平成27年6月分から児童手当の受給対象となる方は、出生・転入等の際に児童手当の申請をしていただきますが、児童手当の申請用紙に子育て世帯臨時特例給付金の申請欄を設けますので、併せて必要事項を記入のうえ、提出して

ください。

公務員の方／平成27年6月分の児童手当を勤務先から受給している方は、勤務先から子育て世帯臨時特例給付金の申請書が配布されます。必要事項をご記入いただき、申請書に勤務先からの証明を受けたうえ、基準日（平成27年5月31日）に住民票のある市区町村へ提出してください。

■申請期間：6月1日(月)～9月1日(火)（消印有効）

■提出書類：申請書、本人確認書類（※）、指定した口座が確認できる書類（※）

※公務員の方や児童手当の振込口座と異なる口座を指定する方等、一部の方のみ必要となります。詳細は、申請書に同封する申請案内等でご確認ください。

✳給付金の受取方法

原則として、給付金は児童手当の振込口座に入金されます。振込口座を変更する場合には、別途、届け出が必要となります（受給者名義の口座に限る）。

平成27年10月以降に順次振り込む予定です。

✳平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金との相違点

- ▶支給額は、対象児童1人につき3,000円となります。
- ▶臨時福祉給付金の対象となる方も、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となります。両方の給付金の支給要件に該当する方は、両方の給付金をもらうことができます。両方の給付金をもらう場合には、それぞれ申請が必要です。

※配偶者からの暴力を理由に避難している方への対応

基準日（平成27年5月31日）においては、配偶者が平成27年6月分の児童手当を受給しており、基準日の翌日以後に発生した配偶者からの暴力を理由として対象児童とともに避難した場合、一定の要件を満たす方については、平成27年6月分の児童手当を受給してなくても、実際にお住まいの市区町村で子育て世帯臨時特例給付金の申請をすることができます。なお、子育て世帯臨時特例給付金を申請するに当たり、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出を事前に行っていただく場合があります。詳しくは、こども未来課までお問い合わせください。

※平成27年度も臨時福祉給付金を支給します

平成27年度の臨時福祉給付金の申請方法等に関するお知らせは、広報あさか7月号に掲載する予定です。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

市や厚生労働省などの職員がATM（銀行、コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金に関して、これらの疑いのある電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や朝霞警察署（または警察相談専用電話）にご連絡ください。



朝霞警察署 ☎465-0110

警察相談専用電話 #9110

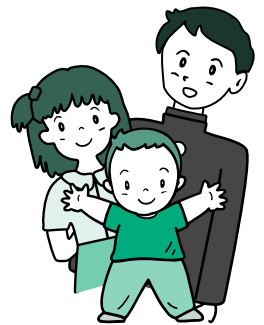
未来ある子どもたちのために

問/こども未来課 ☎463-0364

みなさんは「児童福祉週間」をご存じですか？児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

今年も5月5日（火・祝）～11日（月）まで、平成27年度の児童福祉週間標語「世界には君の輝く場所がある」をテーマに、全国で各種行事が行われます。そこで、みなさんに児童福祉について考えるきっかけになればと思い、子どもの権利についてご案内いたします。

「子どもの権利条約」を聞いたことがありますか？世界中すべての子どもが持っている“権利”について定めた条約です。「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸福に生きることを願い1989年に国連で採択されました。現在195の国と地域で締結されています。



1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や詐取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

●「子どもの権利条約」が定めている権利

この条約は大きくわけて上の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばん良いことを実現しようとうたっています。

※詳しくは…日本ユニセフ協会 <http://www.unicef.or.jp/> 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

また日本にも、昭和26年5月5日に児童の成長と幸福の実現を願って作成された宣言的文章「**児童憲章**」があります。基本綱領に、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたわれ、全12条の本文において「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。」など児童が不当に扱われることなく、愛情をもって育てられることがうたわれています。

※詳しくは…文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

朝霞市では「子どもの視点」、「保護者の視点」、それらを支える「地域の視点」を、市の子育てに対する考え方の根底に据え、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育てのよさこびをわかちあえる」まちを目指すものとして、「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよさこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

すべての子どもたちが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもち、たくましく育っていただけるよう、子どもや家庭のあり方、子どもたちの健やかな成長について、みんなで考えていきましょう。

※「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、市公式ホームページや保育課、市内図書館などでご覧いただけます。